

質問と回答

提案書等について

質問内容		回答
Q1	提案書各項目記入欄が不足する場合、ページを増やすことは可能でしょうか。また、分かりやすい資料を添付することは可能でしょうか。	提案書の記入欄が不足する場合、ページを増やしたり、分かりやすくするため資料を補足することは可能ですが、なるべく必要最小限にしてください。
Q2	準市内業者（市外に主たる事務所を有し、市内に従たる事務所を有する）である場合は、本事業では市内業者、市外業者のどちらとして扱うのか。	市外業者として扱います。

土地利用について（共通）

質問内容		回答
Q1	占有期間満了後に再公募はしますか。また、既存利用者と更新協議をするのか。	当該地の環境や市の状況等を勘案して、再公募するか検討します。 既存利用者と更新協議はしません。
Q2	電気・ガス・水道・下水施設等各種インフラ設備の設置が可能ですか。	各種インフラ設備の設置は可能ですが、設置費用については占有者の方に負担していただきます。
Q3	撤去が容易な計画・工法で、期間内の撤去・解体が確約されれば、杭の使用（引抜撤去）、重量鉄骨造も計画可能ですか。	軽量鉄骨造までの構造で必要となる杭の使用は可能です。重量鉄骨造は認められません。
Q4	占有場所の舗装や出入り口を設置する部分に面する歩道等の切り下げ工事が必要な場合は可能ですか。	占有場所の舗装や歩道等の切り下げ工事は可能ですが、詳細については土木事務所等と調整してください。なお、出入口の位置等は警察との調整が必要となります。
Q5	フェンス等の原状回復はどうなりますか。	原則として、占有開始前に設置されていたフェンス等と同じように原状回復していただくこととなります。 ただし、本市が合理的な状態での返還を指示することもあります。
Q6	整地のうえアスファルト舗装を実施した場合、原状回復はどこまですればよろしいでしょうか。	占有許可では、自己負担により許可前の原状に復旧していただきますが、本市が合理的な状態であると判断した状態での返還を受けることは可能な場合があります。 占有場所に対して形質変更をされる場合は本市と事前に協議をしていただきますが、返還時についても改めて協議のうえ、返還時の状態について決定します。
Q7	有料駐車場として法令に基づいて入口を移設した場合にも、原状回復をする必要がありますか。	占有許可では、自己負担により許可前の状態に復旧していただきますが、本市が合理的であると判断した場合は、その状態での返還が可能な場合があります。 占有場所以外で切り下げ等をした場合の原状回復については、返還の際に土木事務所等の指示に従ってください。
Q8	設置した物件・施設・設備等（例、駐車場）の利用料金に対する規定はありますか。	利用料金に対する規定はありませんが、周辺の類似用途の料金設定と均衡のとれた利用料金にしてください。

Q9	周辺商業店舗等の来客用駐車場としての提携は可能でしょうか。	可能です。
Q10	運用上使用不可能な面積については、現在の占有面積から更に控除いただくことは可能でしょうか。	原則として、対応できません。 占有面積は、通行等に支障があると考えられる部分や、電柱・橋脚等により物理的に使用できない部分を控除した面積となっています。 ただし、物理的に使用不可能と考えられる部分があった場合は、協議のうえ対応します。
Q11	複数の用途（例、自動車駐車場と自動二輪駐車場）が混在した場合の占有料はどのように算定すればよろしいのですか。	自動車駐車場に利用する面積、自動二輪車駐車場に利用する面積の別に占有料を計算します。 なお、自動車駐車場は道路法32条第1項1号に掲げる工作物その他のもの、自動二輪車駐車場は同法施行令第7条第9号に掲げる器具の項目をご覧ください。
Q12	使用可能期間満了前に、途中での解約は可能か。	可能です。ただし、解約希望日の6か月前までに書面により意思表示を行ってください。
Q13	途中で解約した場合、違約金等は発生するののか。	違約金等は発生しません。ただし、既に納付した占有料は返還しません。

土地利用について（個別土地）
＜物件番号23301：栄区長沼町の道路区域＞

質問内容		回答
Q1	建築物を設置する際の手続きはどのようなものがあるのか。	建築確認申請等の手続きが必要です。 参考：横浜市建築局ウェブページ https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kenchiku/tetsuduki/kakunin/tetsuzuki.html